

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の保有する

個人情報の開示等の手続に関する規程

平成17年4月1日17規程第30号

改正 平成27年4月1日27規程第79号

改正 平成28年4月1日28規程第26号

改正 令和4年6月1日4規程第14号

改正 令和7年7月1日7規程第52号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る手続等を定める。

(関係法令等)

第2条 研究所の保有する個人情報の開示手続等に関して必要な事項は、この規程に定めるところによるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所個人情報管理規程及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の保有する個人情報の開示の実施に伴う手数料に関する規程等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所個人情報管理規程第2条に定めるところによる。

(決定権)

第4条 理事長は、保有個人情報の開示等の決定及び異議申立てに対する決定等を行う。

(開示請求の手続)

第5条 法第77条の規定に基づく保有個人情報に係る開示の請求（以下「開示請求」という。）は、様式1に定める「保有個人情報開示請求書」を理事長に提出して行うものとする。

2 法第77条第3項の規定に基づき、研究所が、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対して開示請求書の補正を求める場合は、様式2に定める「保有個人情報開示請求書の補正について（依頼）」を送付して行うものとする。

(開示請求に対する措置)

第6条 法第82条第1項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式3に定める「保有個人情報開示決定通知書」を送付して行うものとする。

2 法第82条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式4に定める「保有個人情報不開示決定通知書」を送付して行うものとする。

(開示決定等の期限)

第7条 法第83条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式5に定める「開示決定等の期限の延長について（通知）」を送付して行うものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 法第84条の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式6に定める「保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」を送付して行うものとする。

(事案の移送)

第9条 法第85条第1項の規定に基づく行政機関の長等に対する通知は、様式7に定める「保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について」を送付して行うものとする。

2 法第85条第1項の規定に基づく開示請求者への通知は、様式8に定める「保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）」を送付して行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条 法第86条第1項の規定に基づく第三者への通知は、様式9に定める「保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）」を送付して行うものとする。

2 法第86条第1項の規定に基づき第三者が提出する「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の様式は、様式10によるものとする。

3 法第86条第2項の規定に基づく第三者への通知は、様式11に定める「保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）」を送付して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定に基づく第三者への通知は、様式12に定める「反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）」を送付して行うものとする。

(法人文書の開示の実施方法)

第11条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録されている法人文書の保存に支

障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 文書又は図面を開示する場合において、写しの交付の方法は、当該文書又は図面を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを交付することとする。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図面を複写機により日本工業規格A列1番若しくは日本工業規格A列2番の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図面を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものを交付することとする。
- 3 法第87条第1項本文において、行政機関等が定めることとされている電磁的記録による保有個人情報の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
  - 一 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - 二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- 4 前3項の方法により難い場合、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する方法によるものとする。

（開示の実施方法等の申出等）

第12条 法第87条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受ける者が研究所に対して行う申し出は、様式13に定める「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出することにより行うものとする。

（手数料）

第13条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の保有する個人情報の開示の実施に伴う手数料に関する規程第3条に規定する手数料を納めなければならない。

（写しの送付の求め）

- 第14条 保有個人情報の開示の決定（以下「開示決定」という。）に基づき開示を受ける者は、次の各号の中から決定権者の指示する方法により送付に要する費用をあらかじめ納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。
- 一 郵便切手を郵送することによる納付
  - 二 料金受取人払いの郵便又は宅配便等

（訂正請求の手続）

第15条 法第91条第1項の規定に基づく保有個人情報に係る訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は、様式14に定める「保有個人情報訂正請求書」を研究所に提出して行うものとする。

- 2 法第91条第3項の規定に基づき、研究所が、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して訂正請求書の補正を求める場合は、様式15に定める「保有個人情報訂正請求書の補正について（依頼）」を送付して行うものとする。

（訂正請求に対する措置）

第16条 法第93条第1項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式16に定める「保有個人情報訂正決定通知書」を送付して行うものとする。

- 2 法第93条第2項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式17に定める「保有個人情報の訂正をしない決定について（通知）」を送付して行うものとする。

（訂正決定等の期限）

第17条 法第94条第2項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式18に定める訂正「保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）」を送付して行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例）

第18条 法第95条の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式19に定める「保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」を送付して行うものとする。

（事案の移送）

第19条 法第96条第1項の規定に基づく行政機関の長等に対する通知は、様式20に定める「保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について」を送付して行うものとする。

- 2 法第96条第1項の規定に基づく訂正請求者への通知は、様式21に定める「保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）」を送付して行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第20条 法第97条の規程に基づく保有個人情報の提供先への通知は、様式22に定める「保有個人情報提供先への訂正決定通知書」を送付して行うものとする。

（利用停止請求の手続）

第21条 法第99条第1項の規定に基づく保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、様式23に定める「保有個人情報利用停止請求書」を理事長に提出して行うものとする。

- 2 法第99条第3項の規定に基づき、理事長が、利用停止請求をした者（以下「利用

停止請求者」という。) に対して利用停止請求書の補正を求める場合は、様式 24 に定める「保有個人情報利用停止請求書の補正について (依頼)」を送付して行うものとする。

(利用停止請求に対する措置)

第 22 条 法第 101 条第 1 項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式 25 に定める「保有個人情報利用停止決定通知書」を送付して行うものとする。

2 法第 101 条第 2 項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式 26 に定める「保有個人情報の利用停止を行わない決定についての通知書」を送付して行うものとする。

(利用停止決定等の期限)

第 23 条 法第 102 条第 2 項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式 27 に定める「保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)」を送付して行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 24 条 法第 103 条の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式 28 に定める「保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)」を送付して行うものとする。

(審査請求)

第 25 条 法第 105 条第 1 項の規定に基づく研究所から情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、様式 29、様式 30 及び様式 31 に定める「諮問書」を提出して行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第 26 条 法第 105 条第 2 項の規定に基づく研究所から同条に掲げる者に対する通知は、様式 32 に定める「情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)」により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 79 号)

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 28 規程第 26 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 1 日 4 規程第 14 号)

(施行期日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 7 月 1 日 7 規程第 52 号)

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。